

資料5. JBIC(ODA 関連)における環境影響評価

本章における内容は、JBIC における業務のうち、海外経済協力業務(前 OECF)に係るもののみを対象としている。

1. JBIC 環境ガイドライン（円借款における環境配慮のための JBIC ガイドライン、以下単に「ガイドライン」と略記）

1.1 本ガイドラインの構成

本ガイドラインの構成は次の通りである。

- I. 本ガイドラインの目的
 - 1) 本ガイドラインの性格
 - 2) プロジェクトの分類
 - 3) 環境アセスメント報告書
 - 4) 環境配慮に関する基本的事項
- II. チェック項目と解説

1.2 本ガイドラインの概要

1.2.1. プロジェクトの分類

本ガイドラインでは、予測される潜在的環境影響の程度の観点から、プロジェクトの分類（スクリーニング）手続が規定されており、別表 1 に示すような分類基準に従って A 種、B 種、C 種に分類される。

別表1 プロジェクトの分類基準

各分類の内容は以下のとおりであるが、具体的な各項目は例示であり網羅的なものではない。

1. A種：以下の少なくとも一つに該当するプロジェクト

(1) 以下の大規模な新規及び改修等のプロジェクト

道路・鉄道

空港

港湾

発電

工業一般

鉱山開発

林業

灌漑

廃棄物処理

広範囲の地域の水没を伴う開発

河川の集水域の開発

大量の有害化学物質・農薬の製造もしくは利用を伴う開発

水面埋立を伴う開発

(2) 以下の地域で実施されるもしくは以下の地域に影響を及ぼすおそれのあるもの

塩類集積あるいは土壌浸食の発生するおそれのある地域

半乾燥地帯

熱帯の自然林

水源

魚及び野生生物資源の保護・保全もしくは持続的利用にとって貴重な生息地（珊瑚礁、マングローブの生態系を含む）

歴史的、文化的、科学的に固有の価値を有する地域

人口または産業活動が集中して、大気、水質環境の更なる悪化が懸念される地域

特定の脆弱な人口集団（伝統的な生活様式を持つ遊牧民の人々等）にとって特別な社会的価値のある地域

(3) 以下の性格を有するもの

広範囲、多様かつ不可逆的な環境影響を生じるもの

多くの住民に影響が及ぶもの（住民移転の影響を除く）

再生不可能な自然資源を大量に消費するもの

土地利用あるいは社会的、物理的、生態的環境の著しい変化が発生する原因となるもの

大量の有害廃棄物の発生あるいは処理を伴うもの

2. B種事業

(1) 以下のセクターに属するプロジェクトでA種に属さないもの

道路・鉄道

空港

港湾

上水道

下水道

発電

送変電・配電

工業一般

鉱山開発

石油・ガスパイプライン

放水路

林業

灌漑

廃棄物処理

(2) 上記の(1)以外のプロジェクトで、A種ほど著しい環境影響が予見されないもの

(3) A種に属するプロジェクトのエンジニアリングサービス借款

3. C種

(1) 環境影響が通常、予見されないプロジェクト

(2) 通信、教育、人材開発等が含まれる。

1.2.2. 環境アセスメント報告書

(1) A種プロジェクトについては、借入国内での所要の手続きを終了した環境アセスメント報告書が借入国政府からJBICに対して提出されなければならない。

(2) 上記(1)で提出される環境アセスメント報告書は、借入国内において公開されたものであることが望ましい。

1.3 環境配慮に関する基本的事項

(1) プロジェクトは、借入国の環境保全にかかる法律、借入国が加入している国際条約等に定められた規定を遵守したものでなければならない。

1.3.1 公害

(2) 公害

プロジェクトは、原則として借入国の排出基準等の規制基準を遵守したものでなければならない。また、借入国はプロジェクトが実施される地域において適用される環境基準等の環境保全のための行政目標値の達成に努めなければならない。

プロジェクトにおいて、借入国に排出基準が設定されていない場合には、必要に応じて JBIC は借入国が国際機関、日本、その他の国が設定した排出基準を参考にしつつまた費用効果等も勘案して、当該プロジェクトに係る暫定排出目標値を設定することを促すものとする。

1.3.2 自然環境

(3) 自然環境

プロジェクトは、原則として借入国の国内法等に基づき指定された自然保護地区の外で実施されなければならない。また、同地区に重大な影響を及ぼすものであってはならない。

プロジェクトは、希少な野生生物の生息及び生物の多様性の保全に著しい影響を及ぼさないよう必要な措置がとられたものでなければならない。

1.3.3 住民移転

(4) 住民移転

プロジェクト計画と実施に当たっては、非自発的な立ち退きと再定住が求められる住民及び主たる収入源を喪失する住民（以下「移転住民」という）への配慮が必要である。

プロジェクトは、その計画策定段階で移転住民数が必要最小限になるように代替案の慎重な検討がなされたものでなければならない。

住民移転が発生するプロジェクトにおいては、影響を軽減するための計画が予め策定されていなければならない。その計画は、借入国によって移転住民の意向が十分聴取されたものでなければならない。

住民移転に伴う影響を低減するための計画は、移転住民の移転後の生活、所得の回復を目的としたものでなければならない。

1.3.4 環境保全対策

(5) 環境保全対策

環境保全対策(住民移転他社会環境を含む)に必要な費用はプロジェクトコストに含まれていなければならない。特に、公害防止機器等による環境保全対策及びモニタリングが必要なプロジェクトにおいては、その運転及び維持管理に必要なコストが適切に手当されなければならない。借入国の事業実施機関は、必要に応じプロジェクトの環境対策を客観的に評価し監視することのできる第三者機関を活用することが望ましい。

1.4 チェック項目と解説

ガイドラインの第II章には、綿密な注意が必要な環境チェック項目及び関連する解説が示してある。この章では借入れに際して特別な環境配慮が要求される主なセクターを網羅するものである。各々のセクターが考慮しなければならない環境項目は個別にリスト化している。なお、ガイドラインがカバーするセクターは17となっている。

別表2 セクター毎のチェック項目及び解説

- 1) 道路・鉄道
- 2) 空港
- 3) 港湾
- 4) 上水道
- 5) 下水道
- 6) 火力発電
- 7) 水力発電
- 8) 送変電・配電
- 9) 工業一般
- 10) 鉱山開発
- 11) 石油・ガスパイプライン
- 12) セメントプラント
- 13) 肥料プラント
- 14) 放水路
- 15) 林業
- 16) 灌漑
- 17) 廃棄物処理

各セクターのチェック項目及び解説は、1)大気汚染、水質汚染、土壌汚染、騒音、振動、悪臭等の公害、2)動植物、生態系等の自然環境、3)住民移転、歴史的文化遺産等の社会環境問題が含まれている。社会環境問題に関しては、日本の環境影響評価制度では評価されないが、開発途上国におけるこの問題の重要性を鑑み、本ガイドラインには含まれている。

環境チェックリスト [灌漑]

チェック項目	大	小	無	不明	問題点	講じられる予定の対策及び対処方針	備考
公害 1. 農薬散布等による大気汚染 2. 施設の設置に起因する水系変化による水生生物、漁業、その他の水利用等への影響 3. 灌漑排水による水質汚濁							
自然環境問題 1. 施設の設置及び利用による生態系への影響 2. 景観への影響							
社会環境問題 1. 施設の設置による歴史的・文化的遺産への影響 2. 既設インフラストラクチャ一への影響 3. 住民移転、土地利用への影響等 4. 他の水利用への影響							
その他 1. 建設工事中の環境影響 2. 環境モニタリング 〔計画が充実している場合は「大」、不十分な場合は「小」、存在しない場合は「無」〕							

(注) ダム建設を伴う場合は、水力発電のチェックリストも利用されたい。

2. プロジェクトサイクルとガイドライン

開発計画のあらゆる段階では、事業の環境への悪影響を最小限にするための適切な対策を見極めるために、環境影響の入念な調査を実施する必要がある。改訂された本ガイドラインは、借入国とJBIC 職員の双方との間で利用されることを旨とする。本ガイドラインを利用することにより、開発計画のあらゆる段階で総合的かつ系統的な環境保全上の見直しが可能となる。

2.1 計画と準備の段階

JBIC は、プロジェクトサイクルのできるだけ早い段階で環境配慮を検討し、ある事業の環境の側面が適切に盛り込まれるようにするために、借入国に本ガイドラインを配布している。本ガイドラインでは、借入国が準備段階において踏まえるべき幾つかの事項が記載されており、プロジェクトの分類に応じて借入国はJBIC による審査前にEIA 報告書または環境関連報告書を提出することを要する。このことは、環境配慮に関する十分な理解と事業準備が、融資を受けるために不可欠であることを意味する。借入国、融資申請を行う以前に、本ガイドラインに記載されたすべての項目を十分に検討し、プロジェクトサイクルの最も早い段階から環境要因を総合的に調査し、環境保全対策を実施することが望まれる。

2.2 事前審査と審査の段階

本ガイドラインでは、あるプロジェクトの審査における環境配慮に関連するJBIC の指導原則が示されている。開発部におけるJBIC 職員は、EIA 報告書および個別事業に関するEIS 報告書やF/S 報告書のような関連文書に盛り込まれている借入国における環境調査結果や環境保全対策について審査する。重要な要素の見落としがないようにするために、借入国において環境ガイドラインや環境プロフィールが参照される。JBIC は必要に応じて借入国に対して追加の質問を行う。借入国において規制基準が存在しない場合は、日本または国際機関の基準が参照されることとなる。この場合、借入国とJBIC との間では綿密な協議が必要になる。EIA には通常借入国における影響についてのみ記述されることとなるが、他の事業による影響や生物多様性、気候変動及び酸性雨などのように地球的規模の影響についても懸念される場合にあっては、JBIC はその視点について審査に追加する。

JBIC 審査ミッションは環境問題と実行可能な環境保全対策について借入国と協議する。JBIC 審査ミッションは、各事業の環境影響が本ガイドラインに適合するものであることを確認する。JBIC は審査ミッションにより把握された事実関係を再確認する。その後、JBIC は、必要に応じて、環境保全を確実にするための適切な対策について、さらに借入国と交渉を重ねる。JBIC は交渉の途中で日本政府と協議する。交渉はL/A が締結される前に完了しなければならない。本ガイドラインに基づく審査の結果、環境保全対策に関する環境調査がさらに必要であると判明した場合、JBIC は借入国に適切な対策を講ずるように要請する。この場合、エンジニアリングサービス(E/S) 借款を適切な環境保全対策を実施するために活用することができる。

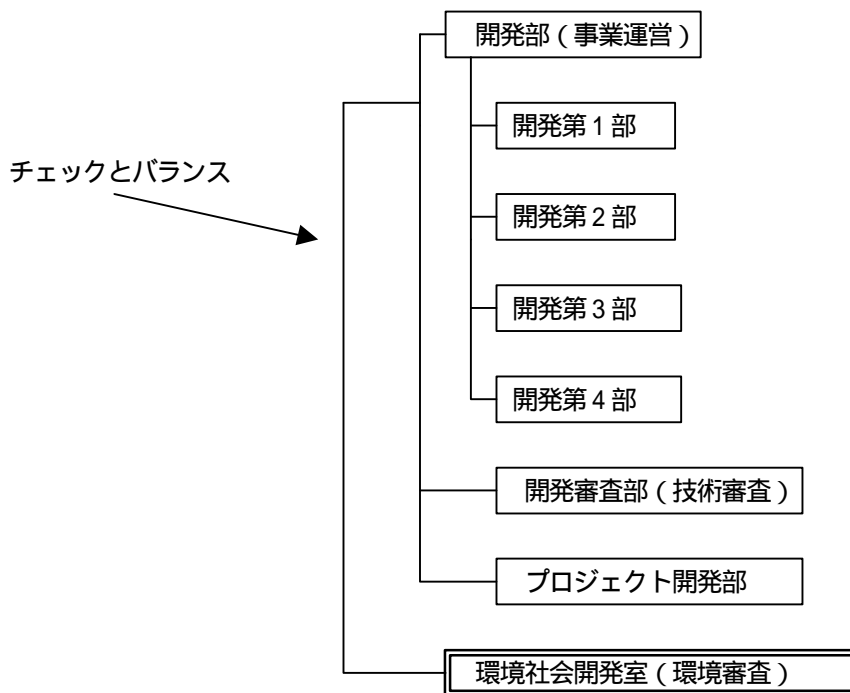
2.3 実施と監視の段階

事業は、実施段階と完了段階において、環境に多大な悪影響を与えないように実施されなければならない。改訂(1995年)された本ガイドラインでは、事業の実施と完了の段階での総合的な環境配慮方針を一段と強化している。

本ガイドラインでは、多大な環境影響が予測される場合、十分な対策と監視が実施されることが要求される。その上、本ガイドラインでは、公害防止設備や住民移転など、環境を保全するための対策費用と監視のための費用が、事業費の総額に含まれることが要求される。借入国の事業実施機関は、必要に応じ、環境担当行政機関の設置やプロジェクトの環境保全対策を客観的に評価し監視することができる第三者機関を活用することが望ましい。

3. JBIC の環境審査手続

審査手続では、主に三つの部が関与する。「開発部」は借入国に対する借款を担当する部で構成される。開発部は開発事業の必要性を見極めて、借入国が事業を準備する際に支援し、要請事業を審査する。また「開発審査部」は三つの班に分かれており、技術的な審査と管理を担当する。「プロジェクト開発部」は、事業の形成及び企画立案に係る横断的な事項を取り扱う。「環境社会開発室」は環境・社会開発に関連する事項を担当する。



審査段階では、開発部と開発審査部は、対象事業の必要性、経済的な実行可能性、技術的な実行可能性、環境側面の観点から、提出された要請案件と関連情報を共同で主に審査し、環境チェックリストなどの幾つかの文書様式およびガイドラインなどの幾つかの指針を用いて必要な事項をまとめる。

適切な環境審査が担当課で実施されることを確保するために、まとめられた事項は、環境社会開発室で再検討される。こうした手続は準備段階から審査段階まで相互に情報・意見交換をしながら実施される。環境社会開発室は、更に詳細な検討を要すると判断した場合、環境の専門家を雇用し、EIA 報告書などの資料の詳しいレビューを依頼したり、補足調査のために現地に派遣する。

重大な環境影響が審査過程で判明した場合、JBIC は事業の範囲や内容を変更するか、または影響に対する適切な対策を策定させるために借入国と交渉する。そのような調整が尽くされたにもかかわらず、重大な影響が回避できないと判明した場合、要請は拒絶されることとなる。

JBIC は、環境影響を緩和するための適切な対策が借入国で実施されるようにするために、必要に応じて、借款契約またはその他方法で事業に条件を付けることができる。

4. 事業の監視と評価

ある事業は、実施段階と完了段階において、環境に重大な悪影響を与えないように実施されなければならない。本ガイドラインでは、事業の実施と完了の段階における総合的な環境配慮に係る方針を一段と強化している。本ガイドラインでは、重大な環境影響が予測される場合、十分な対策とモニタリングが実施されることが要求される。その上、本ガイドラインでは、公害防止設備や住民移転など、環境保全対策のためのコストとモニタリングコストが開発事業コストの総額に含まれることが要求される。借入国の事業実施機関が環境担当行政機関に環境保全対策を監視・評価することのできる第三者を活用することも必要になる。

事業の適切な実施を監視するために、JBIC は借入国に中間報告書を提出するように要請するか、または必要に応じて、監視のために調査団を派遣することができる。二種類の SAF、すなわち SAPI¹⁾ (案件実施支援調査) と SAPS²⁾ (援助効果促進調査) は、問題を確認して是正措置を提案することにより、実施中の事業または完了済み事業の環境配慮をより確実なものにすることができる。

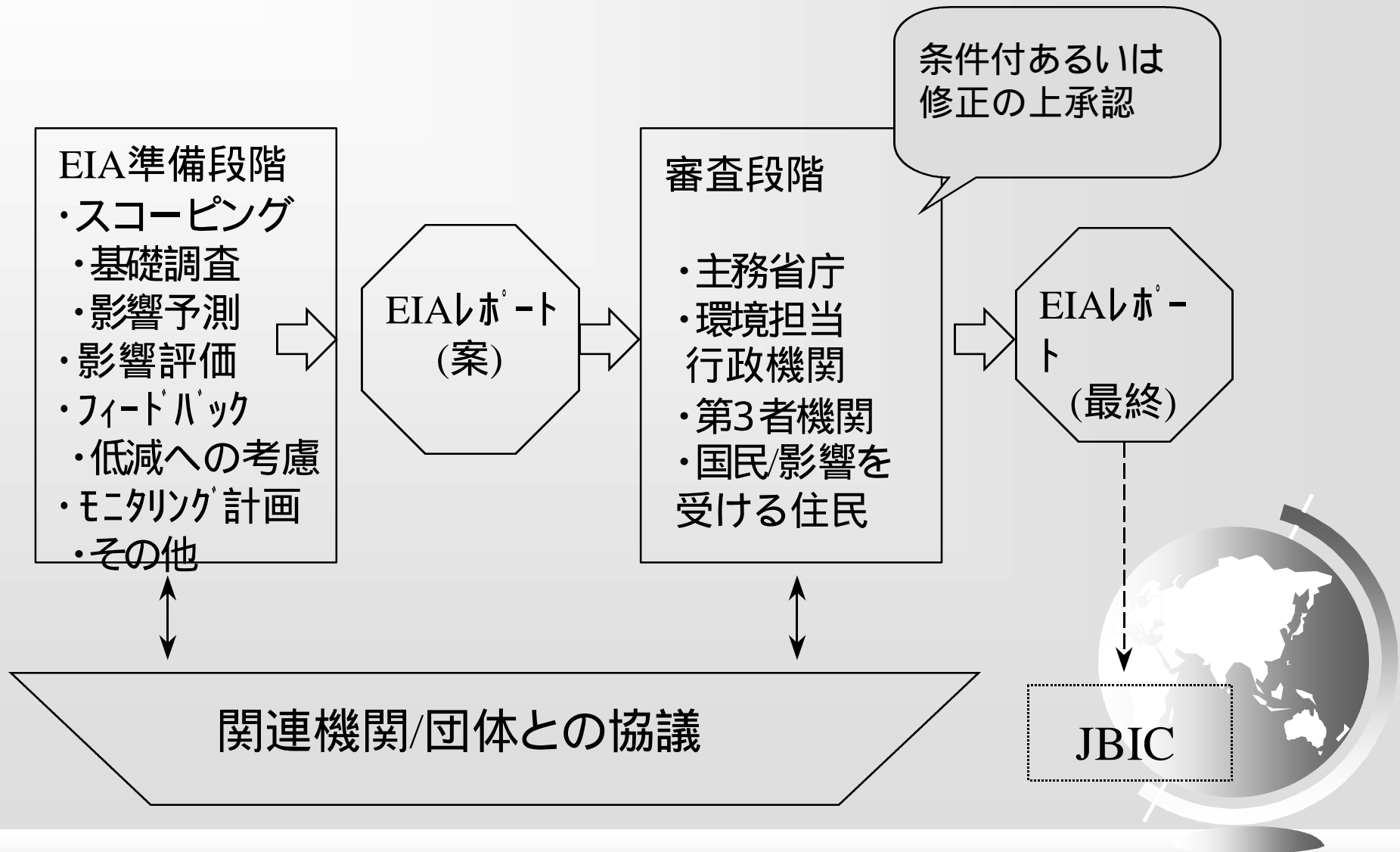
事業の事後評価は、JBIC の「プロジェクト開発部」の一部である「開発事業評価室」によって実施される。事後評価は、JBIC から資金援助された事業がその当初の計画に沿って実施・管理されたことを検証するために、また当該事業が期待された結果を達成したことを検証するために行われる。事後評価の主な目的は、完了した事業から得られた教訓を活用することにある。

注釈)

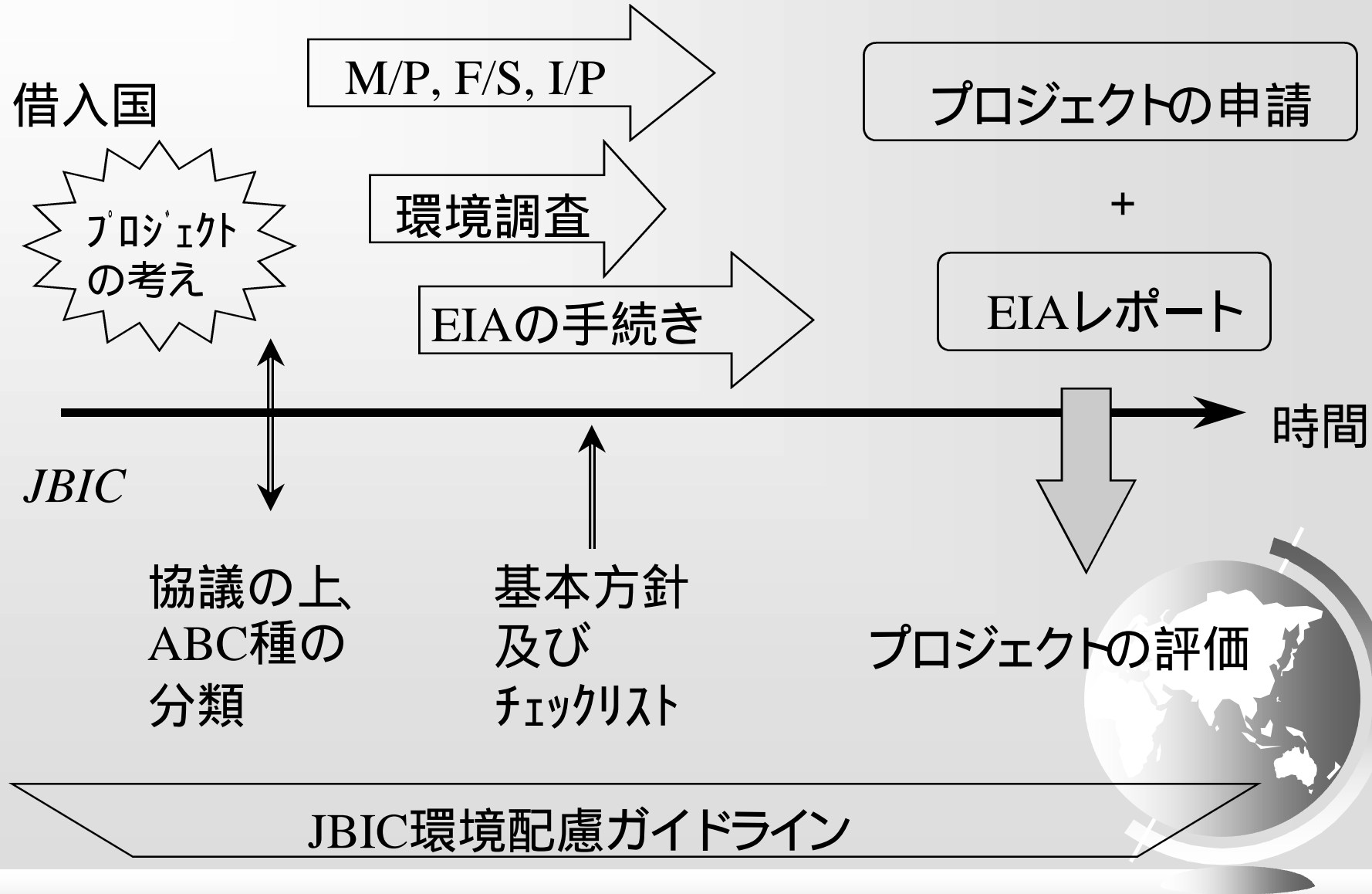
- 1) SAPI は SAF の一つであり、主な目的は、特定の事業の効果的な実施を妨げるおそれのある問題点を調査・確認し、その問題点を適切な方法で解決するための是正措置を提案することである。

- 2) SAFS も SAF の一つであり、主な目的は、事業効果を維持または高めていく上で支障となる問題点を調査・確認し、是正措置を提案することである。

環境影響評価の手続き(概要)



分類の方法



環境配慮への可能な援助

- ◆ SAPROF(案件形成促進調査)
 - ー 追加の環境調査実施
- ◆ エンジニアリングサービス借款(E/S Loan)
 - ー A種事業につき、影響調査を通してEIA活動を支援

-
- ◆ JICA開発調査(M/P,F/S)
 - JBIC環境ガイドラインを考慮した環境配慮を調査に含む



円借款プロジェクトサイクルにおける環境配慮

